## 〇環境省告示第七十二号

掲 げ 環 境 る 影 書 響 類 評 で あ 価 法 0 て 平 そ 成  $\mathcal{O}$ 九 作 年 成 法  $\mathcal{O}$ 律 根 第 拠 八 が + 条 例 <del>--</del> 号) 又 は 第 地 五 方 十三 公 共 条 寸 第二 体 に 係 項 る 0) 規 行 定 政 指 に 基 導 等 づ き、 で あ る 同 条 ŧ 第  $\mathcal{O}$ を 次 項 各  $\mathcal{O}$ 号に ょ う

平成二十四年四月九日

に

指

定

L

た

 $\mathcal{O}$ 

で、

同

条

第

三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き、

告

示

す

る。

環境大臣 細野 豪志

(書類の指定の対象となる事業)

第 第三 五 条  $\mathcal{O}$ 百 項 兀  $\mathcal{O}$ 次 条 ル + · 号 ) 及 に び ょ に ヲ る 0) ょ 書 第 る 類 改  $\mathcal{O}$ 欄 指 正 又 後 定 は は  $\mathcal{O}$ 第三 環 境 環 欄 影 境 響 影 に 掲 評 響 げ 評 価 る 法 価 要 施 法 件 行 施 に 令 行 該 令 当す 亚  $\mathcal{O}$ 成 る 部 九 事 年 を 業 改 政 に 令 正 つい 第 す  $\equiv$ る て行うも 百 政 兀 令 十六 平 号) のとする。 成二十三 別 表 年 第 政 令  $\mathcal{O}$ 

書類の指定)

第二条 にそ 成  $\mathcal{O}$ れ 根 ぞ 環 拠 境 れ が 影 同 条 表 響 例 評  $\mathcal{O}$ 又 下 価 は 欄 地 法 方 に 以 掲 公 げ 共 下 る 寸 لح 法 体 お に とい りとする。 係 る う。 行 政 指 第五 導 等 十三 で あ 条 る 第 ŧ  $\mathcal{O}$ 項 は 各 号に 次  $\mathcal{O}$ 掲 表 げ  $\mathcal{O}$ 上 る 書 欄 類 に 掲 で あ げ る 0 書 て そ 類ごと  $\mathcal{O}$ 作

る 書 項 類 第 号 12 掲

法 第 五. + 三 条 第 げ

北 海 道 環 境 影 響 評 価 条 例 亚 成 + 年 + 月 北 海 道 条 例 第 几 + - 一号。 以 下

北 海 道 条 例 لح 1 う。 第 五 条 第 <del>---</del> 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影

響 評 価 方 法 書 で あ 0 て、 北 海 道 条 例 第 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 北 海 道 知

事  $\mathcal{O}$ 送 付 並 び に 北 海 道 条 例 第 条  $\mathcal{O}$ 告 示 及 び 縦 覧 を た ŧ

七 経  $\mathcal{O}$ 

岩 手 県 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成 + 年 七 月 岩 手 県 条 例 第 兀 十二号。 以

岩 手 県 条 例 لح 1 う。 第 六 条 第 <del>\_\_</del> 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 作 成 さ れ た 環 境

影

下

響 評 価 方 法 書 で あ 0 て、 岩 手 県 条 例 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る岩 手 県 知 事 及 75

る 対 市 象 町 事 村 業 長 に  $\sim$ 係  $\mathcal{O}$ る 送 環 付 境 並 影 び 響 に を 岩 受 手 け 県 る 条 範 例 囲 第 で 八 あ 条 る  $\mathcal{O}$ کے 公告 認 8 及 5 び れ 縦 る 覧 地 を 域 経 を た 管 ŧ 轄  $\mathcal{O}$ す

宮 城 県 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成 + ·年三月 宮 城 県 条 例 第 九 号 。 以 下

宮

三

城

県 条 例 لح 1 う。 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ Ŋ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 方 法

書 で あ 0 て、 宮 城 県 条 例 第 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 宮 城 県 知 事 及 び 第

種 事 業 に 係 る 環 境 影 響 を受 け る 範 开 で あ る لح 認  $\Diamond$ 5 れ る 地 域 を 管 轄 す る

宮 城 県 条 例 第 + 五 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 され た環境 影 響 評 価 方 法 書 で

兀

市

町

村

長

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

送

付

並

び

に

宮

城

県

条

例

第

七

条

 $\mathcal{O}$ 

公告及

び

縦

覧

を

経

た

Ł

 $\mathcal{O}$ 

種 あ 事 0 て、 業 に 宮 城 係 る 県 環 条 境 影 例 響 第二十 を受け 六 条 る 第 範 囲 <del>---</del> 項 で  $\mathcal{O}$ あ 規 る 定 と 認 に ょ  $\Diamond$ る宮 5 れ 城 る 県 地 域 知 を 事 管 及 び 轄 第 す

る

市町村長への送付を経たもの

五. 及 ŧ 轄 境 以 す び 影  $\mathcal{O}$ 下 秋 る 響 対 田 象 秋 県 市 評 事 町 価 環 田 業 県 村 方 境 12 法 条 影 長 係 書 響 例 ^  $\mathcal{O}$ る で 評 ح 送 環 あ 価 付 境 つ 1 条 て、 影 う。 並 例 響 U を 秋 平 12 受 第 秋 田 成 け 県 + = 田 五. 県 る 条 条 範 例 条 第 年 第 七 例 井 第 で 六 項 月 条 あ 秋 七  $\mathcal{O}$ 条 る  $\mathcal{O}$ 規 田 کے 規 県  $\mathcal{O}$ 定 認認 定 公 に 条 告 に 例 8 ょ ょ 第 5 り 及 る 作 び れ 百 秋 三 縦 成 る 覧 さ + 地 田 県 七 を 域 れ を た 経 知

環

事

六 す 影 下  $\mathcal{U}$ る 響 福 対 市 評 福 島 象 価 島 県 町 事 業 県 村 方 環 法 条 長 に 境 係 書 例 影  $\sim$ る で 響  $\mathcal{O}$ 送 環 評 あ と 付 境 つ 1 価 う。 影 て、 並 条 び 響 例 に 福 を 平 受 第 福 島 六 島 け 県 成 県 条 る 条 + 第 条 範 例 年 十 二 例 进 第 項 第 七 で 八 あ 条 月  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ 規 福 る لح 規 定  $\mathcal{O}$ 島 公 認 定 に 県 告 に ょ 条  $\Diamond$ 5 ょ ŋ 例 及 る 作 第 び れ 六 縦 福 成 る + 覧 さ 地 島 県 兀 を れ 域 号。 経 た を 知 事 環 た 管

七 茨 城 県 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成 十 一 年三 月 茨 城 県 条 例 第 七 号。 以 下

ŧ)

轄

及

境

以

 $\mathcal{O}$ 

た

管

八 影 評 茨 提 下 象 市 響 町 事 城 出 価 埼 埼 業 県 並 評 村 方 玉 び 県 条 価 玉 長 に 法 県 12 係 書 例 調 環 埼 条 で 査 境  $\mathcal{O}$ る 送 玉 あ と 計 例 影 環 県 響 付 1 境 0 画 条 並 う。 書 لح 影 て、 評 例 び 響 で 1 価 う。 12 第 茨 あ を 条 茨 六 受 0 例 第 城 城 条 て け 県 五 県  $\mathcal{O}$ 亚 第 条 条 る 条 公 同 兀 成 範 例 第 告 例 条 条 第 六 用 及 第 第 第 年 項 六 で び 七 + 条 三 あ  $\mathcal{O}$ 縦 条 項 項 る  $\mathcal{O}$ 規 覧  $\mathcal{O}$ 月 لح 規 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 公 を 規 規 埼 認 定 に 告 経 定 ょ 定 玉 8 に 及 た 12 12 県 5 ょ り び ŧ ょ ょ 条 る 作 れ 縦  $\mathcal{O}$ る V) 茨 成 例 る 覧 作 さ 埼 第 城 地 を れ 成 六 玉 域 県 経 県 + さ 知 た を た 管 環 事 知 れ ŧ 号。 た 境 事 轄 及  $\mathcal{O}$ 環 び 影 す ^ 響  $\mathcal{O}$ 境 以 る 妆

九 号。 12 れ 神 た 神 奈 環 以 奈 境 Ш 下  $\prod$ 県 影 県 響 条 神 環 予 例 境 奈 第 影 測 |||九 響 県 評 条 評 価 条  $\mathcal{O}$ 実 例 価 公 施 条 告 計 と 例 及 画 1 び う。 書 昭 縦 で 和 覧 あ 五. を 第 0 + 経 て、 七 五. た 条 年 ŧ 神 第 +  $\mathcal{O}$ 奈 月 項 神 ||県 奈  $\mathcal{O}$ 知 規 Ш 県 事 定 ^ 12 条  $\mathcal{O}$ ょ 例 提 第 ŋ 作 出 + 並 成 75 さ 六

+ 影 知 下 響 事 富 評 及 富 Ш び 県 価 Ш 対 方 県 環 象 法 条 境 事 書 例 影 業 響 で に لح あ 評 係 0 1 価 う。 て、 る 条 環 例 境 富 亚 影 第 Ш 響 県 五 成 を受 条 条 十 第 例 け 第 年 六 る 六 項 範 条  $\mathcal{O}$ 月 第 开 規 富 で 定 Ш あ に 県 項 る ょ  $\mathcal{O}$ 条 کے 規 例 n 認 定 作 第 三 8 12 成 + 6 ょ さ る 八 れ れ 号。 る 富 た 地 環 Ш 域 県 境 以

を 管 轄 す る 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 並 び 12 富 Ш 県 条 例 第 七 条  $\mathcal{O}$ 公 告 及 び 縦 覧 を

経たもの

+ 福 井 県 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成 + 年三 月 福 井 県 条 例 第 号。 以 下

福 井 県 条 例 لح 1 う。 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価

方 法 書 で あ 0 て、 福 井 県 条 例 第 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 福 井 県 知 事 及 び 対 象 事

業 に 係 る 環 境 影 響 を 受 け る 範 开 内 で あ る と 認 8 5 れ る 地 域 を 管 轄 す る

市

町 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 並 び に 福 井 県 条 例 第 九 条  $\mathcal{O}$ 公告 及 び 縦 覧 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ \_ Ш 梨 県 環 境 影 響 評 価 条 例 平 成 + 年  $\equiv$ 月 山 梨 県 条 例 第

う。 号。 以 下

評 Щ 梨 価 方 県 法 条 書 例 で あ لح 0 1 て、 同 第 条 第 七 三 条 項 第  $\mathcal{O}$ 項 規 定  $\mathcal{O}$ 規 12 ょ 定 る に Ш ょ 梨 り 県 作 成 知 さ 事 及 れ U た 環 対 象 境 影 事 業 響

12 係 る 環 境 影 響 を受 け る 範 进 で あ る と認 8 5 れ る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 村

長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 並 び に Щ 梨 県 条 例 第 八 条  $\mathcal{O}$ 公 告 及 び 縦 覧 を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

十三

長

野

県

環

境

影

響

評

価

条

例

平

成

+

年

 $\dot{\equiv}$ 

月

長

野

県

条

例

第

+

·一 号。

以

下

長 野 県 条 例 لح 1 う。 第 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 作 成 さ れ た 環 境 影

響 評 価 方 法 書 で あ 0 て、 長 野 県 条 例 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 長 野 県 知 事 及 75

対 象 事 業 に 係 る 環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 で あ る کے 認 8 5 れ る 地 域 を 管 轄 す

+ 第 法 岐 兀 る 市 阜 八 書 条 県 町 で 岐 村 第 あ 条 阜 長 0 例 県 て 項 ^ 環  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح 境 送 公 岐 影 1 告 付 阜 う。 響 及 並 評 県 び び 価 知 に 縦 第 事 条 長 覧 七 及 例 野 を てバ 条 平 県 経 関  $\mathcal{O}$ 条 た 成 係 規 ŧ 例 定 七 市 第  $\mathcal{O}$ 12 年 町 八 主 村 ょ 条 月 り 長 の公告 作 岐 ^ 阜  $\mathcal{O}$ 成 提 さ 県 及 条 出 れ び 並 た 例 縦 環 第 び 覧 に 境 + を経 号。 影 岐 響 阜 た 県 評 以 t 条 下 価  $\mathcal{O}$ 例 方

+ 経 轄 及 境 以 五 た す び 影 下 る 響 静 ŧ 対 静 出  $\mathcal{O}$ 市 象 評 町 事 県 価 出 県 村 業 方 環 条  $\mathcal{O}$ 12 法 境 書 影 長 係 例 響 る で  $\sim$ と 環 評  $\mathcal{O}$ あ 送 境 0 1 価 付 影 て、 う。 条 響 例 並 を 静 U 受 平 第 に 出 成 け 静 県 九 る 条 条 + 尚 県 範 第 例 年 条 第 囲 <del>---</del>  $\equiv$ 例 + 項 で 月 第 あ 条  $\mathcal{O}$ 静 + る  $\mathcal{O}$ 規 لح 規 定 尚 条 認 県 定 に 条  $\mathcal{O}$ 12 ょ 8 公 5 ょ り 例 告 第 れ る 作 静 成 及 る さ + び 地 出 六 縦 県 域 れ た 号 覧 を 知 環

+ 象 六 市 境 以 影 町 事 下 長 業 響  $\equiv$  $\equiv$ 重 12 評  $\sim$  $\mathcal{O}$ 係 県 価 重 送 県 る 環 方 付 環 境 法 条 境 書 例 影 並 影 で び 響 に 響 と あ 評 を受 三 0 1 価 う。 重 て、 条 け 県 例 条 る 同 第 平 例 範 条 第 进 第 五 成 六 + 条 で 条 第 年 あ 項 第 十 二 る  $\mathcal{O}$ لح 規 項 項 月 認 定  $\mathcal{O}$  $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 12 規 公 5 ょ 定 重 告 る 県 に ħ 及  $\equiv$ る ょ 条 び 重 地 り 例 縦 域 県 作 第 覧 を 知 成 兀 管 + を 事 さ 経 轄 九 及 n 号。 た す び た

ŧ

る

忲

環

管

事

な

 $\mathcal{O}$ 

+ 七 対 影 下 象 響  $\mathcal{O}$ 送 事 評 滋 滋 付 業 賀 賀 価 並 12 実 県 県 び 係 施 条 環 に る 計 例 境 滋 環 影 画 賀 境 書 لح 響 県 影 評 で 1 条 響 あ う。 価 例 評 0 条 第七 て 価 例 第 を 平 条 実 六 同  $\mathcal{O}$ 施 成 条 条 公告及び 第 第 + L ようとす 年 三 <u>+</u> <u>-</u> 項 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 縦 規 規 月 覧を Ź 定 定 滋 地 12 12 賀 経 域 ょ ょ 県 た を る 条 り Ł 管 滋 作 例  $\mathcal{O}$ 轄 賀 成 第 県 す さ 几 + る 知 れ 号。 市 事 た 町 及 環 長 75 境 以

十 号。 八 第 影 響 項 評 以 兵  $\mathcal{O}$ 価 下 庫 公 概 県 告 要 兵 環 及 書 庫 境 び 県 で 影 縦 あ 条 響 覧 0 例 評 を て、 価 経 لح に た 兵 7 関 Ł う。 庫 す  $\mathcal{O}$ 県 る 知 条 第 事 例  $\sim$ 八 平  $\mathcal{O}$ 条 送  $\mathcal{O}$ 成 規 付 九 定 並 年三 に び 12 ょ 月 り 兵 兵 庫 作 庫 県 成 県 条 さ 条 例 れ 第 例 た 環 第 九 条 境 六

+ 告 に 8 れ 七 九 号。 及 5 ょ た び る 環 岡 れ 縦 る 以 出 境 Ш 覧 影 下 地 県 Ш を 響 域 県 環 経 境 出 を 知 評 た 管 事 影 価 Ш Ł 県 響 轄 及 実  $\mathcal{O}$ す 評 び 施 条 る 対 計 例 価 市 象 等 画 と 書 に 町 事 村 業 1 関 で う。 長 す 12 あ る 係 0 0 て 条 る 送 環 第 例 付 境 出 五 並 影 条 平 Ш び 響 県 第 成 + に を 条 \_\_-尚 受 項 例 <del>\_\_</del> 年 け 第 Щ  $\mathcal{O}$ 県  $\equiv$ 六 規 る 月 条 範 条 定 例 押 第 12 尚 第 ょ Щ で 七 項 県 ŋ あ 条 条 作 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح 規 成 例 公 認 定 さ 第

れ れ る 広 号。 る た 島 環 広 地 域 島 県 境 以 下 影 を 県 知 管 響 環 事 広 轄 及 評 境 す 島 影 価 び 県 響 る 対 方 条 評 市 象 法 書 例 町 事 価 業 \_\_ 長 で に لح 関 あ  $\sim$ に する  $\mathcal{O}$ 係 7 0 う。 て、 送 る 条 付 環 広 例 境 並 影 び 島 第 平 響 に 県 五. 広 を 条 条 成 受 島 第 + 例 年 け 県 第 <del>---</del> 条 る 項 + 六 例 範 条  $\mathcal{O}$ 月 広 第 井 第 規 島 七 定 で 条 項 12 県 あ 条 第 る ょ  $\mathcal{O}$ لح 例 り 規 認 作 第二十 項 定 成  $\mathcal{O}$ 8 に 公 5 ょ さ

一 十 二  $\overline{+}$ 号 。 告 た 事 価 下 知 町 環 事 長 業 及 方 境 以 法 香 び 及 ^ 12  $\mathcal{O}$ 縦 影 下 係 書 香 び ||長 送 覧 響 県 忟 る Ш 崹 で を 付 象 長 環 条 県 評 あ 県 並 経 事 境 環 価 崎 0 例 環 て、 た 業 び 影 境 県 方 境 に Ł 響 影 に 法 条 لح 影 香 を受け 係 響  $\mathcal{O}$ 書 例 香 1 響 Ш う。 る で Ш 評 評 県 環 あ لح 県 価 価 条 <u>つ</u> V る 境 条 条 条 例 う。 て、 範 影 第 例 例 例 第 響 进 第 五. 七 平 評 平 長 で 六 条 条 第 あ 崎 条 成 価  $\mathcal{O}$ 成 の公告及 七 る 県 規 + を  $\mathcal{O}$ + と認 <u>.</u> 実 条 規 条 定 年 施 例 第 定 に 年 め  $\equiv$ 第 に ょ + び 5 ようとす 項 月 八 ょ り 縦 月 条 れ る 作 香  $\mathcal{O}$ 覧を 長 規 る 香 Ш  $\mathcal{O}$ 成 崎 定 規 さ 県 地 |||経 県 る 定 に 域 県 条 れ た 条 12 を 地 ょ 知 た 例 Ł 例 管 第二 域 ょ り 事 環  $\mathcal{O}$ 第 作 轄 を る 及 境 号。 管 影 長 成 す び + さ 轄 る 崎 対 響

る

市

町

村

長

^

0

送

付

並

び

に

長

崎

県

条

例

第

九

条

(T)

公告

一 及 び

縦

覧

を経

たも

 $\mathcal{O}$ 

す

県

n

七

象

評

以

市

以 下 公 れ 県 象 告 事 る 知 及 事 業 地 大 び 域 大 及 実 分 縦 を 分 び 施 覧 県 管 第 計 県 を 轄 条 環 画 経 す 書 境 種 例 た 影 る 対 で ŧ لح 響 市 象 あ  $\mathcal{O}$ 町 事 7 評 0 う。 村 業 て、 価 長 条 に 係 大 例  $\sim$ 第  $\mathcal{O}$ る 分 提 環 平 県 五. 出 境 条 条 成 影 十 一 並 例  $\mathcal{O}$ び 響 規 第 年三 に を 六 定 受 大 条 に 分 月 け ょ 第 県 大 る り 分 条 範 項 作 県 例 井 成  $\mathcal{O}$ さ 第 規 条 で 定 例 七 あ れ 第 条 る に た لح ょ 第 + 第 認 る 号。 項 種 8 大  $\mathcal{O}$ 5 分 対

 $\overline{+}$ を 鹿 さ 六 号。 管 児 匹 れ 轄 島 た 県 環 す 以 鹿 下 児 る 境 知 市 事 影 島 響 鹿 県 町 及 び 評 児 環 村 境 長 対 価 島 影 象 方 県  $\sim$ 響  $\mathcal{O}$ 事 法 条 送 業 書 評 例 付 価 12 で 並 係 あ لح 条 び る 0 例 1 12 環 て、 う。 平 鹿 境 児 影 成 鹿 十 二 島 響 第 児 六 県 評 島 条 県 条 年 価 三 例 第 条 を 第 実 月 例 八 施 第 項 鹿 条 児 七  $\mathcal{O}$ L ょ 条 規 島  $\mathcal{O}$ う 公 定  $\mathcal{O}$ 県 告 とす 規 に 条 及 ょ 定 例 る 第 び ŋ に 縦 ょ 地 作 覧 + 域 る 成

号 。 た + 八 環 条 五 第 境 以 影 下 仙 項 響 台 0 評 仙 市 公 台 価 環 告 方 市 境 及 法 条 影 U 書 例 響 縦 で 評 覧 あ لح 価 を経 0 7 条 て、 う。 例 た ŧ 仙 平  $\mathcal{O}$ 第 台 成 市 七 + 条 長 年 第  $\sim$ +  $\mathcal{O}$ 提 項 月 出  $\mathcal{O}$ 仙 並 規 台 び 定 市 に に 条 仙 ょ 台 例 1) 市 第 作 条 兀 成 例 さ 十 第 n 兀

を

経

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

二十六 三十二号。 経 る り さ た 作 ŧ 成 1 さい た さ  $\mathcal{O}$ れ ま た 市 た 以 環 下 ま 長 境 市 ^ \_ さ  $\mathcal{O}$ 環 影 提 響 境 1 出 評 た 影 響 並 ま 価 び 市 評 調 に 条 査 価 さ 例 条 計 例 1 画 とい た 書 平 ま で う。 成 市 あ 条 0 + て、 五. 例 第 第 年三月 七 九 同 条 条 条 さ 第 第  $\mathcal{O}$ 公 1 た 告 項 項 ま 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 市 び 規 規 縦 条 定 定 覧 に 例 12 第 を ょ ょ

+ 条 第 れ 例 兀 七 た 第 条 + + 八 例 Ш 号。 環 崎 条 境 市  $\mathcal{O}$ 影 以 環 公 響 下 境 告 評 影 \_ 及 響 価 Ш び 評 方 崎 縦 法 価 市 覧 書 条 に を 例 関 で 経 あ す た と る 0 ŧ て、 ( ) 条  $\mathcal{O}$ · う。 ) 例  $\prod$ 平 崎 第 成 市 + + 長 条 ^ 年 0  $\mathcal{O}$ + 提 規 定 出 月 12 並 ょ Ш び 崎 り 12 作 市 Ш 崎 成 条

+ 境 以  $\mathcal{O}$ 影 八 送 下 付 響 評 新 並 新 び 潟 価 潟 に 方 市 市 新 法 環 条 書 例 潟 境 市 で 影 لح 条 響 あ 例 0 7) 評 う。 て、 第 価 九 条 条 新 例  $\mathcal{O}$ 第 潟 平 公 市 七 告 成二十 条 条 及 第 例 び 第 <del>\_\_</del> 縦 項 八 覧 条 年  $\mathcal{O}$ を  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 規  $\mathcal{O}$ 経 規 定 月 た 定 に 新 Ł に 潟 ょ  $\mathcal{O}$ ょ り 市 作 る 条 新 成 例 さ 潟 第 市 れ 五. 号 。 長 た 環 ^

+ 号 。 れ た 九 環 以 境 下 名 影 古 響 名 屋 評 古 市 価 屋 環 方 市 境 法 影 条 書で 例 響 評 あっ کے 価 V) 条 て、 う。 例 名古 平 成 第 屋 + 九 市 条 年 + = 長 第  $\sim$  $\mathcal{O}$ 項 月 提 名  $\mathcal{O}$ 出 規 古 並 定 屋 U 12 市 に ょ 条 名 り 例 古 第 作 屋 成 匹 市 さ +

市

さ

例

条 例 第 十 条  $\mathcal{O}$ 告 示 及 び 縦 覧 を 経 た Ł  $\mathcal{O}$ 

三十 た 几 環 + 京 境 兀 影 号 。 都 響 市 評 環 以 境 価 下 影 方 法 京 響 書 評 都 価 で 市 あ 等 条 に 0 例 て、 関 لح す 京 る 1 う。 都 条 市 例 長 第 亚 ^  $\mathcal{O}$ 成 九 提 + 条 出 年  $\mathcal{O}$ 規 + 並 び 定 に に 月 京 ょ 京 都 都 り 市 作 市 条 条 成 さ 例 例 第 れ 第

号。 + + 条 以 第 下 高 項 槻  $\mathcal{O}$ 高 市 公 槻 環 告 市 境 及 条 影 び 例 響 縦 評 覧 لح 価 を *(* ) 条 経 う。 例 た ŧ 平  $\mathcal{O}$ 第七 成 + 条 五.  $\mathcal{O}$ 年 規 九 定 月 に 高 ょ 槻 り 市 作 条 成 例 さ 第

影 公 告 響 及 評 び 価 縦 方 覧 法 を 書 経 で た あ ŧ 0 て、  $\mathcal{O}$ 高 槻 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 並 び 12 高 槻 市 条 例 第 八 条

 $\equiv$ 一 十 二 号 。 た 事 前 以 計 下 枚 画 方 書 枚 市 で 方 環 あ 市 境 条 0 影 て、 例 響 評 枚 لح 価 方 1 条 う。 市 例 長 ^ 平 0) 第 成 提 八 兀 条 出 年 第 並 + び 項 12 月 同  $\mathcal{O}$ 枚 条 規 方 定 第 市 に 条 項 ょ 例  $\mathcal{O}$ n 告 作 第 成 示 + 及 さ 75 れ 九

十三 成 <u>二</u> 十 Ź れ 九 た 号。 神 環 戸 境 以 市 影 環 下 響 境 神 評 影 響 価 戸 実 市 評 施 条 価 計 等 例 画 に 書 لح 関 で 1 す う。 あって、 る 条 例 第 平 神 九 成 戸 条 市 第 九 条 年 例 + 項 第  $\mathcal{O}$ 月 + 規 神 条 定 戸 第 市 12 条 ょ 項 ŋ 例  $\mathcal{O}$ 作 第

縦

覧

を

経

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

れ

た

環

境

 $\mathcal{O}$ 

+

八

一 北海道条例第九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付	法第五十三条第	<u> </u>
提出並びに福岡市条例第七条の公告及び縦覧を経たもの		
影響評価方法書であって、福岡市条例第六条の規定による福岡市長への		
下「福岡市条例」という。)第五条第一項の規定により作成された環境		
三十六 福岡市環境影響評価条例(平成十年三月福岡市条例第十八号。以		
大月町長への提出並びに大月町条例第七条の公告及び縦覧を経たもの		
成された環境影響評価方法書であって、大月町条例第六条の規定による		
月町条例第一号。以下「大月町条例」という。)第五条の規定により作		
三十五 大月町風力発電施設等の建設に関する条例(平成二十四年三月大		
提出並びに広島市条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの		
境影響評価実施計画書であって、同条第三項の規定による広島市長への		
以下「広島市条例」という。)第七条第一項の規定により作成された環		
三十四 広島市環境影響評価条例(平成十一年三月広島市条例第三十号。		
規定による神戸市長への提出並びに同条第二項の公告及び縦覧を経たも		

掲 げ を 経 た 北 海 道 条 例 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要を 記 載 L た 書 類

岩 手 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 岩 手 県 知 事 及 び 岩 手 県 条 例 第 七 条 12

規

定 す る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 村 長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 岩 手 県 条 例 第 九 条 第 項

意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な カン 0 た

旨

を

記

載

た 書 類

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 宮 城 県 条 例 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 宮 城 県 知 事 及 び 宮 城 県 条 例 第 六 条 第

第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類

項

に

規

定

す

る

地

域

を

管

轄

す

る

市

町

村

長

^

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

宮

城

県

条

例

第

八

条

匹

秋

田

県

条

例

第

九

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

秋

田

県

知

事

及

び

秋

田

県

条

例

第

六

条

 $\mathcal{O}$ 

市

町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 秋 田 県 条 例 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た

書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 され な か 0 た旨 を 記 載 し た 書 類

五. 福 島 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 福 島 県 知 事 及 び 福 島 県 条 例 第 七 条  $\mathcal{O}$ 市

町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 福 島 県 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た

書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た 旨 を 記 載 た 書 類

六 定 す 茨 る 城 地 県 域 条 を 例 管 第 轄 九 す 条 る  $\mathcal{O}$ 市 規 町 定 村 12 長 ょ る ^  $\mathcal{O}$ 茨 送 城 付 県 を 知 経 事 た 及 茨 び 城 茨 県 城 県 条 条 例 第 例 八 第 条 六 第 条 12 項 規

 $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載

L

た 書 類

七 埼 玉 県 条 例 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 埼 玉 県 知 事 及 U 関 係 市 町 村 長

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 面

計 画 意 見 書 八

神

奈

Ш

県

条

例

第

+

条

第二

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

事

業

者

^

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

実

施

九 富 Ш 県 条 例 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 富 Щ 県 知 事 及 び 富 Щ 県 条 例 第 六 条 第

第

項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 項

に

規

定

す

る

地

域

を

管

轄

す

る

市

町

村

長

^

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

富

Ш

県

条

例

第

八

条

+ を 経 福 た 井 福 県 井 条 県 例 条 第 例 + 第 + 条 条  $\mathcal{O}$ 第 規 定 項 に  $\mathcal{O}$ ょ 意 る 見 福  $\mathcal{O}$ 井 概 県 要 知 を 事 記 及 載 び 管 L た 轄 書 市 類 町 長 又

は

意

見

書

^

 $\mathcal{O}$ 

提

出

が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 し た 書 類

+ Ш 梨 県 条 例 第 + 条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る Щ 梨 県 知 事 及 び Ш 梨 県 条 例 第

七 条 第 項 に 規 定 す る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た Щ 梨 県 条

例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要を 記 載 L た 書 類

+ \_\_ 長 野 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 長 野 県 知 事 及 び 長 野 県 条 例 第 七 条 に

規 定 す る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 村 長  $\sim$ 0 送 付 を 経 た 長 野 県 条 例 第 九 条 第

項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 L 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

十三 岐 阜 県 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 岐 阜 県 知 事 及 75 関 係 市 町 村 長

 $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 報 告 書

+

兀

静

尚

県

条

例

第

十三

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

静

尚

県

知

事

及

び

市

町

村

長

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 静 出 県 条 例 第 十 二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類 又

は 意 見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 L た 書

+ 五 三 重 県 条 例 第 県 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る三 重 県 知 類 事 及 び 方 法

意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

三

重

条

例

第

七

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

 $\mathcal{O}$ 

概

要

を

記

載

L

た

書

類

又

は

書

関

係

市

町

長

+ 六 滋 賀 県 条 例 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 滋 賀 県 知 事 及 び 調 査 地 域 市 町

長  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 L 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な カン

0 た 旨 を 記 載 L た 書 類

十七 兵 庫 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条 第

項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

+ 八 出 Ш 県 条 例 第 八 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 尚 Щ 県 知 事 並 び に 尚 Щ 県 条 例

第 六 条 第 項 及 び 第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 実 施 計 画 書  $\mathcal{O}$ 送 付 を 受 け た 市 町 村

長  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 尚 Ш 県 条 例 第 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類

又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た 旨 を 記 載 L た 書 類

+ 九 広 島 県 条 例 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 広 島 県 知 事 及 び 広 島 県 条 例 第 六 条

ょ

る

第

項 に 規 定 す る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 広 島 県 条 例 第 八 条

項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要を 記 載 L た 書 類

第

<del>一</del> 香 Ш 県 条 例 第 十三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 香 Ш 県 知 事

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 第

六

条

に

規

定

す

る

地

域

を

管

轄

す

る

市

町

長

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

香

Ш

県

条

例

第

八

及

び

香

Ш

県

条

例

 $\overline{+}$ 長 崎 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 長 崎 県 知 事 及

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 長 崎 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は

ょ

る

び

管

轄

市

町

村

長

意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

十 二 大 分 県 条 例 第 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 大 分 県 知 事 及 U 大 分 県 条 例 第 六 条

項 第  $\mathcal{O}$ 意 項 見  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 地 概 域 要 を を 管 記 轄 載 す る L た 市 書 町 類 村 又 長 は ^ 意  $\mathcal{O}$ 見 提 書 出 が を 提 経 出 た さ 大 れ 分 な 県 か 条 0 例 た 第 旨 八 を 条 記 第 載

L

た

書

類

十三 鹿 児 島 県 条 例 第 十 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 鹿 児 島 県 知 事 及 び 鹿 児 島 県 条 例

第 七 条 12 規 定 す る 地 域 を 管 轄 す る 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 鹿 児 島 県 条 例

第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 し た 書 類

+ 兀 仙 台 市 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 仙 台 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経

た

同

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た 남

を 記 載 L た 書 面

+ 五. さ 1 た ま 市 条 例 第 十 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る さ 1 た ま 市 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付

か 0 た旨 を 記 載 L た 書 面 を

経

た

同

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

 $\mathcal{O}$ 

概

要

を

記

載

L

た

書

面

又

は

意

見

書

が

提

出

さ

れ

な

+

六

Ш

崎

市

条

例

第

十三

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

第

種

行

為

者

0)

送

付

を

経 た 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

+ 七 新 潟 市 条 例 第 + 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条

第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 L 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 面

+ 八 名 古 屋 市 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た

同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 写

+ 九 京 都 市 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者 ^ 0 送 付 を 経 た 同

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

三十 高 槻 市 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条 第

項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

+ 枚 方 市 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者 ^  $\mathcal{O}$ 送 付

第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

一 十 二 神 戸 市 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

に

ょ

る

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

同

を

経

た

同

条

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 写 L

十三 広 島 市 条 例 第 九 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定

が

提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 面

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

 $\mathcal{O}$ 

概

要

を

記

載

L

た

書

類

又

は

同

条

第

兀

項

12

規

定

す

る

意

見

書

に

ょ

る

広

島

市

長

^

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

経

た

同

+ 月 町 兀 条 大 例 第 月 八 町 条 条 例  $\mathcal{O}$ 意 第 見 九 条  $\mathcal{O}$ 概 第 要 を 項 記  $\mathcal{O}$ 規 載 定 L た に 書 ょ 類 る 又 大 月 は 大 町 長 月 町  $\sim$  $\mathcal{O}$ 条 送 例 付 第 九 を 経 条 第 た 大

項  $\mathcal{O}$ 書 面

+ 五 福 出 市 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 福 尚 市 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 福

尚 市 条 例 第 八 条  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は 福 尚 市 条 例 第 九 条 第

項  $\mathcal{O}$ 書 面

			三 る ー 書 項 法 類 第 第
			三 三 五 号 十
			に 三 掲 条 げ 第
八、七			= -
埼玉県条例第八条第一項の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面 茨城県条例第十条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載	知事事がが述べた	<ul><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>一次には、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li><li>のが、1000円</li></ul>	成長の第一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を書面 手県条例第十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を書面 海道条例第十条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記

した書面

九 神 奈 Ш 県 条 例 第 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よ ŋ 作 成された実 施 計 画 審 査

意

見 書 で あ 0 て、 同 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 事 業者 へ の 送 付 を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 富 Ш 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 富 Щ 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を 記 載

した書面

|十一 福井県条例第十二条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

より

福

井県

知

事

が

述

べ

た

意

見

を

記載した書面

十二 山梨県条例第十三条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

Щ

梨

県

知

事

が

述

ベ

た

意

見

を

記載した書面

十三 長 野 県 条 例 第 十 一 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ 長 野 県 知 事 が 述 べ た 意

記載した書面

+ 兀 岐 阜 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 岐 阜 県 知 事 が 述 ベ た

意

見

を

記

載

した書面

記

載

L

た

書

面

十 五 静 尚 県 条 例 第 + 兀 条 第 項 0) 規 定に ょ ŋ 静 尚 県 知 事 が 述 ベ た意 見 を

1 6 1 青阳 9 年 7 第 7 分 元

見

を

十六 三重 県 条 例 第 十条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により三 重 県 知 事 が 述 べ た意 見を 記

載した書面

十七 滋 賀 県 条 例 第 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 滋 賀 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

記

載した書面

十八 兵 庫 県 条 例 第 十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より作成され た第一

書 で あ 0 て、 同 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定 による事 · 業者 0 送 付を経た ŧ  $\mathcal{O}$ 

載した書面

+

九

尚

Ш

県

条

例

第

九

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

尚

Щ

県

知

事

が

述

ベ

た意

見

を

記

次

審

査

意

見

<del>一</del> 広 島 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り

広

島

県

知

事

が

述

べ

た

意

見

を

記

載した書面

<u>二</u> 十 香  $\prod$ 県条 例 第 + · 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 香 Ш 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

記載した書面

二 十 二 長 崎 県 条 例 第 十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 長 崎 県 知 事 が 述 ベ た 意 見

を記載した書面

十三 大 分 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より大分県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

記載した書面

二十四四 大分県条例第二十五 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 大 分県 知 事 が 述 ベ た 意

見を 記 載 L た 書 面

+ 五. 鹿 児 島 県 条 例 第 十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 鹿 児 島 県 知 事 が 述 ベ た

意 見 を 記 載 L た 書 面

載 L た 書 面 十六

仙

台

市

条

例

第

+

条

第

項

0)

規

定

に

ょ

り

仙

台

市

長

が

述

ベ

た

意

見

を

記

一十七 さ 7 た ま 市 条 例 第 + 条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

さ

7

た

ま

市

長

が

述

べ

た意 見 を 記 載 し た 書 面

+ 査 書 八 で あ Ш 0 崎 て 市 条  $\prod$ 例 崎 第 市 + 兀 条 例 条 第 第 + 五. 項 条  $\mathcal{O}$ 0) 規 規 定 定 に に ょ ょ る 作 第 成 さ 種 れ 行 た 為 条 者 例

ŋ

方

法

書

審

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 九 新 潟 市 条 例 第 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 新 潟 市 長 が 述 べ た 意 見 を

記 載 L た 書 面

 $\overline{+}$ 名 古 屋 市 条 例 第十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 作 成 さ れ た 方 法 意 見 書 で

あ 0 て、 事 業 者  $\mathcal{O}$ 送 付 を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

三十一 京 都 市 条 例 第 十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 京 都 市 長 が 述 ベ た 意 見 を

二 岩手県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備六条第一項及び第十七条の規定による周知の手続を経たもの書であって、北海道条例第十五条の告示及び縦覧並びに北海道条例第十一 北海道条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備	四、法第五十三条第四、法第五十三条第
た意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの三十六 福岡市条例第十条第一項の規定により作成された福岡市長が書類であって、事業者への送付を経たもの	
三十五 大月町条例第十条の規定により大月町長が述べた意見を記載した載した書面 広島市条例第十条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記三十四 広島市条例第十条第一項の規定により広島市長が述べた意見を記	
あって、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの三十三 神戸市条例第十二条第一項の規定により作成された調査意見書でって、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの三十二 高槻市条例第十条第一項の規定により作成された方法意見書であ	
した書面	

書 七 条 で 第 あ 0 て、 項 又 は 岩 第 手 兀 県 項 条 後 例 段 第  $\mathcal{O}$ + 規 六 定 条 に  $\mathcal{O}$ ょ 公告 る 周 及 知 び  $\mathcal{O}$ 縦 手 覧 続 並 を び 経 に岩手 た t  $\mathcal{O}$ 県 条 例 第 +

 $\equiv$ 宮 宮 城 城 県 県 条 条 例 第 例 第 + 三 + 条 五 条  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 定 公 告 12 及 ょ び 1) 縦 作 覧 成 さ 並 び れ に た 宮 第 城 県 種 事 条 業 例 第 準 備 十 六 書 条 で 第 あ 0

項 又 は 第 兀 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

匹 て 宮 宮 城 城 県 県 条 条 例 第 例 第  $\equiv$ 三十 + 条 <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 条 規 第 定 に 項 ょ  $\mathcal{O}$ n 規 作 定 成 Ź 12 ょ れ た る 第 宮 城 県 種 事 知 事 業 及 準 び 備 第 書 で 種 あ

五. 秋 田 県 条 例 第 十 三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準

六 条 第 項 又 は 第 五. 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

書

で

あ

0

て

秋

田

県

条

例

第

十

五.

条

 $\mathcal{O}$ 

公

告

及

び

縦

覧

並

び

に

秋

田

県

条

例

第

+

業

関

係

市

町

村

長

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

六 書 で 福 あ 島 県 0 7 条 例 第 福 + 島 兀 県 条 条 第 例 第 \_\_\_ + 項 六  $\mathcal{O}$ 条 規 定  $\mathcal{O}$ 公 に 告 ょ 及 V) 作 U 成 縦 さ 覧 並 れ び た に 環 境 福 影 島 県 響 評 条 例 価 第 準 + 備

七 条 第 項 又 は 第 兀 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た t  $\mathcal{O}$ 

七 書 で 茨 あ 城 0 県 7 条 例 茨 第 城 +  $\equiv$ 県 条 条 例 第 第 + 項 五.  $\mathcal{O}$ 条 規 定  $\mathcal{O}$ 公 に 告 ょ 及 n び 作 縦 成 覧 さ 並 れ び た に 環 茨 境 城 影 県 響 条 評 例 価 第 準 + 備

備

事

0

六 条 第 項 又 は 第 匹 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た Ł  $\mathcal{O}$ 

八 て 埼 埼 玉 県 玉 県 条 条 例 例 第 第 九 + 条  $\mathcal{O}$ 条 規 定  $\mathcal{O}$ 公 に 告 ょ n 及 作 び 縦 成 覧 さ れ 並 た U 環 12 埼 境 影 玉 県 響 評 条 例 価 第 準 備 十  $\equiv$ 書 条 で 第 あ

0

項 又 は 第  $\equiv$ 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

九 で あ 神 奈 0 て、 Ш 県 神 条 奈 例 第  $\prod$ 県 +  $\stackrel{\cdot}{=}$ 条 条 例 第  $\mathcal{O}$ + 規 五 定 条 12  $\mathcal{O}$ ょ 公 1) 告 作 及 成 び さ 縦 れ 覧 た 環 並 境 び 12 影 響 神 奈 予 Ш 測 県 評 条 価 例 書 第 案

+

六

条

第

<del>---</del>

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

周

知

 $\mathcal{O}$ 

手

続

を

経

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

+ 書 で 富 あ Ш 県 0 て 条 例 富 第 + Ш 県 三 条 条 第 例 第 \_\_ 十 項 五.  $\mathcal{O}$ 条 規  $\mathcal{O}$ 定 に 公 告 ょ 及 n 作 U 縦 成 覧 さ 並 n び た に 環 富 境 Ш 影 県 響 条 評 例 価 第 準

六

条

第

項

又

は

第

兀

項

後

段

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

周

知

 $\mathcal{O}$ 

手

続

を

経

た

£

 $\mathcal{O}$ 

+ 第 あ 0 項 て 福 又 井 は 福 県 第 井 条 兀 県 例 項 条 第 後 例 + 段 第 五  $\mathcal{O}$ + 条 規 七  $\mathcal{O}$ 定 条 規 に 定  $\mathcal{O}$ ょ 公 に る 告 ょ 周 及 n 知 作 び  $\mathcal{O}$ 縦 成 手 覧 さ 続 並 れ を た び 経 に 環 た 福 境 t 影 井  $\mathcal{O}$ 県 響 評 条 例 価 第 準 備 + 八 書 条 で

+ \_ + 備 七 書 条 で 長 第 あ 野 0 県 項 て 条 又 例 は 第 長 第 野 十 兀 県 几 項 条 条 後 第 例 段 第  $\mathcal{O}$ + 項 規 六  $\mathcal{O}$ 定 条 規 に 定  $\mathcal{O}$ ょ 公 に る 告 ょ 周 及 1) 知 作 てド  $\mathcal{O}$ 縦 成 手 覧 さ 続 並 れ を てバ た 経 環 に た 長 境 t 影 野  $\mathcal{O}$ 県 響 条 評 例 価 第 進

+

備

十三 + + + + + 六 八 備 + 備 備 十 七 あ 五 十 あ 兀 十 + 六 五. 五. 八 書 書 書 0 0 条 条 て、 三 条 静 条 て で 滋 条 兵 で で 岐 Ш 第 第 庫 第 重 第 第 阜 梨 あ 賀 あ 出 あ 三 県 \_\_ \_\_ 岐 0 県 県 0 県 県 0 県 項 項 項 重 7 条 項 阜 項 7 条 て 条 条 条 条 又 又 又 又 又 県 県 例 例 例 例 例 例 第 は は は 静 第 は は 第 滋 第 条 第 条 第 Щ 第三 第 第 第 第 賀 十三 梨 + + + + 例 出 例 十 兀  $\dot{\Xi}$ 匹 匹 兀 第 六 県 七 第 兀 県 県 項 項 項 項 項 条 条 条 + 条 条 条 + 条 条 条 後 後 後 五. 第  $\mathcal{O}$ 後 第 第 第 兀 例 例  $\mathcal{O}$ 例  $\mathcal{O}$ 段 段 段 規 段 第 条 第 規 第 規 条 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 項 第 定 + 項 第 定 + 項 + に 規 規 規 規  $\mathcal{O}$ 兀 に  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 九 12  $\mathcal{O}$ 定 定 ょ 定 定 規 項 規 条 ょ 規 条 規 条 項 ょ る に に に に 定 定 定 定  $\mathcal{O}$ n  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ n  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ 周 ょ ょ ょ 公 公 作 公 12 公 作 公 に に に 知 る る る る 告 告 告 告 告 ょ 成 ょ 成 ょ ょ 周 周 周  $\mathcal{O}$ 周 及 及 さ 及 及 さ 及 n n り 1) 手 知 知 知 知 作 作 作 作 び び れ び び n び 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 成 縦 縦 成 縦 成 た 成 縦 縦 た 手 手 手 手 を され 覧 さ 覧 環 覧 さ 覧 環 覧 さ 続 続 続 続 経 並 境 れ 並 れ 並 れ 並 境 並 を を た を を た 環 た び 影 た てバ 影 てバ た び U 経 経 経 ŧ 経 環 環 に 環 に に 響 に に 響 た た た た  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 境 滋 静 境 境 評 境 岐 評 Ш ŧ ŧ t ŧ 影 梨 賀 影 影 影 重 価 阜 出 価  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 響 県 響 県 県 響 県 県 響 準 準 評 条 評 条 備 備 評 条 条 条 評 価 例 例 書 例 例 書 例 価 価 価 第 潍 第 潍 で 第 潍 第 で 第 潍

+ + 条 備 備 九 例 五. 書 書 第 で 条 で 出 第 十 あ あ Ш 六 つ 0 県 条 て 7 項 条 第  $\mathcal{O}$ 例 規 第 <del>\_\_</del> 兵 出 項 定 庫 Ш 十 に 又 県 県 ょ は 条 条 条 第 る 第 例 例 周 兀 第 第 項 知 + + 項 後  $\mathcal{O}$ 几 五.  $\mathcal{O}$ 段 手 条 条 規 続  $\mathcal{O}$ 第 定  $\mathcal{O}$ を 規 公 12 経 定 告 項 ょ に た 及 1)  $\mathcal{O}$ ょ ŧ 公 てド 作 る  $\mathcal{O}$ 告 縦 成 周 覧 さ 及 知 び 並 れ  $\mathcal{O}$ 縦 び た 手 に 環 覧 続 尚 境 並 を 影 び Ш 経 響 県 12 た 兵 評 条 ŧ 例 庫 価 県 第 進

+ +条 備 例 書 第 広 で 香 十 あ 島 六  $\prod$ 0 県 条 て 県 条 第 条 例 広 \_\_ 第 例 項 島 第 +  $\dot{\Xi}$ 又 + 県 は 三 条 条 第 条 第 例 兀 第  $\mathcal{O}$ 項 規 + 項 後 定 五  $\mathcal{O}$ 段 条 に 規  $\mathcal{O}$ 第 ょ 定 規 n に 定 作 項 ょ に 成  $\mathcal{O}$ V) ょ 作 さ 公 る 告 成 れ 周 た さ 及 知 環 び れ  $\mathcal{O}$ 縦 た 境 手 環 影 覧 続 響 並 境 を 影 評 U 経 響 価 に た 広 評 準 ŧ 備 島 価  $\mathcal{O}$ 

条 で 第 あ 0 項 て、 又 は 香 第 Ш 兀 県 項 条 後 例 段 第  $\mathcal{O}$ + 規 五 定 条 に  $\mathcal{O}$ ょ 公 る 告 周 及 知 てバ  $\mathcal{O}$ 縦 手 覧 続 並 を び 経 に た 香 Ł  $\prod$  $\mathcal{O}$ 県 条 例 第 + 六

一 十 二 第 準 + 備 七 書 条 で 長 第 崎 あ 県 0 項 て 条 又 例 は 第 長 第 崎 + 匹 県 几 項 条 条 後 第 例 段 第  $\mathcal{O}$ + 項 規 六  $\mathcal{O}$ 定 条 規 に 定  $\mathcal{O}$ ょ 12 公 る 告 ょ 周 り 及 知 作 び  $\mathcal{O}$ 縦 成 手 さ 覧 続 れ 並 を た 75 経 に 環 た 長 境 ŧ 影 崎  $\mathcal{O}$ 響 県 条 評 例 価

一 十 三 で あ 0 て、 大 分 大 県 分 条 県 例 条 第 例 + 第 三 + 条 五.  $\mathcal{O}$ 条 規 第 定 に 項 ょ  $\mathcal{O}$ n 公 作 告 成 及 さ び n 縦 た 覧 環 並 境 影 U 響 12 大 評 分 価 県 潍 条 備 例 書

書

県

淮

第 + 六 条 第 項 又 は 第 匹 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知 0 手 続 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 兀 鹿 児 島 県 条 例 第 十 几 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評

県 条 例 第 + 七 条 第 項 又 は 第 几 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ

 $\mathcal{O}$ 

価

準

備

書

で

あ

0

て、

鹿

児

島

県

条

例

第

+

六

条

 $\mathcal{O}$ 

公

告

及

75

縦

覧

並

び

に

鹿

児

島

+ 準 備 五. 書 仙 で あ 台 0 市 て 条 例 仙 第 台 十三 市 条 条 第 例 第 + 項 兀  $\mathcal{O}$ 条 規 第 定 に 項 ょ り  $\mathcal{O}$ 公 作 告 成 及 さ てバ れ 縦 た 環 覧 境 並 影 び 響 に 仙 評

市 条 例 第 + 五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た t

 $\mathcal{O}$ 

台

価

+ 六 さ 1 た ま 市 条 例 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影

評 1 た 価 ま 潍 備 市 条 書 例 で 第 あ + 0 六 て、 条 第 さ 1 \_\_\_ た 項 又 ま は 市 第 条 三 例 項 第 後 十 段 五.  $\mathcal{O}$ 条 規  $\mathcal{O}$ 定 公 に 告 ょ 及 る 75 周 縦 覧 知  $\mathcal{O}$ 並 手 び 続 に を さ

経たもの

+ 評 七 価 潍 備 Ш 書 崎 で 市 あ 条 例 0 て、 第 + Ш 八 条 崎 第 市 条 項 例 第  $\mathcal{O}$ 規 + 九 定 条 に ょ  $\mathcal{O}$ 公 n 告 作 及 成 さ び 縦 れ 覧 た 並 条 び 例 環 12 Ш 境 影 崎 市 響

条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 八 新 潟 市 条 例 第 + 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 評 価

響

準 備 書 で あ 0 て、 新 潟 市 条 例 第 + 七 条の 公告 及 び 縦 覧 並 び に 新 潟 市 条 例

第 + 八 条 第 項 又 は 第 几 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ

+ 九 名 古 屋 市 条 例 第 十 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評

市 条 例 第 + 七 条 及 び 第 + 八 条 第 項 又 は 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続

を 経 た t  $\mathcal{O}$ 

価

準

備

書

で

あ

0

て

名

古

屋

市

条

例

第

+

六

条

 $\mathcal{O}$ 

告

示

及

び

縦

覧

並

び

12

名

古

屋

三十 京 都 市 条 例 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備 書 で

あ 0 7 京 都 市 条 例 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 公 告 及 U 縦 覧 並 び に 京 都 市 条 例 第 + 八

第 項 又 は 第  $\equiv$ 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ

 $\equiv$  $\overline{+}$ 高 槻 市 条 例 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備 書

で あ 0 て、 高 槻 市 条 例 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 公告 及 てバ 縦 覧 並 び に 高 槻 市 条 例 第 + +;

条 第 項 又 は 第 兀 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 周 知  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

一 十 二 十三 備 書 条 で 第 あ 枚 方 0 項 て 市  $\mathcal{O}$ 条 規 枚 例 定 方 第 に 市 + ょ 条 条 る 第二 例 周 第 知 十 二 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 手 条 規 続 定  $\mathcal{O}$ を 告 に 経 ょ 示 た 及 ŧ 作 び  $\mathcal{O}$ 縦 成 覧 さ れ 並 び た 環 に 枚 境 影 方 響 市 条 評 例 価 第 潍

ŋ

三十三 神 戸 市 条 例 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 書 案 で

条

 $\mathcal{O}$ 

付を経た岩手県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意  二 岩手県条例第十九条の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送	る書類	
五号に掲げ   付を経た北海道条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類	一項第二	
(五十三条第   1 北海道条例第十九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送)	法第一	五.
であって、福岡市条例第十五条の公告及び縦覧並びに福岡市条例第十六		
三十六 福岡市条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書		
の規定による周知の手続を経たもの		
あって、大月町条例第十五条の公告及び縦覧並びに大月町条例第十六条		
三十五 大月町条例第十三条の規定により作成された環境影響評価書案で		
第十五条第一項又は第五項後段の規定による周知の手続を経たもの		
準備書であって、広島市条例第十四条の公告及び縦覧並びに広島市条例		
三十四 広島市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価		
十六条第一項又は第四項の規定による周知の手続を経たもの		
あって、神戸市条例第十五条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第		

見 書 が 提 出 さ れ な カ 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

三 宮 城 県 条 例 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 宮 城 県 知 事 及 び 第 種 事

書 村 類 長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 宮 城 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概

要

を

記

載

L

た

業

関

係

市

町

几 付 を 秋 経 田 た 県 秋 条 田 例 県 第 条 + 八 例 第 条 +  $\mathcal{O}$ 七 規 条 定 第 に ょ 項 る  $\mathcal{O}$ 秋 意 田 見 県  $\mathcal{O}$ 知 概 事 要 及 を び 記 関 載 係 市 L た 町 書 村 類 長 又  $\sim$ は  $\mathcal{O}$ 意 送

見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 し た 書 類

五. 付 を 福 経 島 た 県 条 福 島 例 県 第 + 条 例 九 第 条 +  $\mathcal{O}$ 八 規 条 定 第 に ょ 項 る 福  $\mathcal{O}$ 意 島 見 県  $\mathcal{O}$ 知 概 事 要 及 を び 記 関 載 係 市 L た 町 書 村

見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

六 付 を 茨 経 城 た 県 茨 条 城 例 県 第 + 条 例 八 第 条 +  $\mathcal{O}$ 規 七 定 条 第 に ょ 項 る 0) 茨 城 意 県 見  $\mathcal{O}$ 知 概 事 要 及 を び 記 関 載 係 市 L た 町 書 村 類 長 又 ^  $\mathcal{O}$ は 意 送

見 書 が 提 出 さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 埼 玉 県 条 例 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

神 奈 Ш 県 条 例 第 + 七 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者 0) 送 付 を 経 た 意 見

八

七

埼

玉

県

条

例

第

+

五.

条

第

 $\equiv$ 

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

埼

玉

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

類

又

は

意

長

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

送

書  $\mathcal{O}$ 写 L

九 富 Ш 県 条 例 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 富 Ш 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送

付 を 経 た 富 Ш 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要を 記 載 た 書 類

+ 福 井 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 福 井 県 知 事 及 び 関 係 市 町 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 出

を 経 た 福 井 県 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類 又 は 意 見

書 が 提 出 さ れ な か 0 た 旨 を 記 載 L た 書

類

+ Щ 梨 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る Щ 梨 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村

長

^

 $\mathcal{O}$ 

送 付 を 経 た Ш 梨 県 条 例 第 十 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類

+ =

長

野

県

条

例

第

+

九

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

長

野

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

^

 $\mathcal{O}$ 

出

送 付 を 経 た 長 野 県 条 例 第 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 L 又 は 意 見 書 が 提

さ れ な カゝ 0 た旨 を 記 載 し た 書 類

十三 岐 阜 県 条 例 第 + 六 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 岐 阜 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村

長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 報 告 書

+ 兀 村 長 ^ 静  $\mathcal{O}$ 出 送 県 付 条 を 例 経 第 た 十 二 静 尚 条 県 条 第 例 第 項 <u>二</u> 十  $\mathcal{O}$ 規 定 条 に 第 ょ る 項 静  $\mathcal{O}$ 出 意 県 見 知 事  $\mathcal{O}$ 概 及 要 び を 関 記 係 市 載 町

書 類 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

た

+ 五.  $\mathcal{O}$ 送 三 付 重 を 県 経 条 た三 例 第 重 + 県 八 条 条 例 第 第 + 項 七  $\mathcal{O}$ 条 規 第 定 に 項 よる三  $\mathcal{O}$ 意 重 見 県  $\mathcal{O}$ 概 知 要 事 を 及 記 び 関 載 係 L た 市 書 町 長 類

又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た 旨 を 記 載 し た 書 類

+ 六 滋 賀 県 条 例 第 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 滋 賀 県 知 事 及 び 関 係 市 町

た旨 を 記 載 L た 書 類

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

同

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

書

 $\mathcal{O}$ 

写

L

又

は

意

見

書

が

提

出

さ

れ

な

か

0

長

+ 七 兵 庫 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ

る

事

業

者

^

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

同

条

第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

+

八

出

Ш

県

条

例

第

+

六

条

第

三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

出

Щ

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

意

見

書

が

長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 同 条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は

提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

+ 九 広 島 県 条 例 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 広 島 県 知 事 及 び 関 係 市 町 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送

付 を 経 た 広 島 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類

付 を 経 た 香 Ш 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 た 書 類

+

香

Ш

県

条

例

第

+

八

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

香

Ш

県

知

事

及

び

関

係

市

町

長

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

送

<u>-</u> + -長 崎 県 条 例 第 + 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 長 崎 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 長 崎 県 条 例 第十 八 へ 条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又

は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨 を 記 載 L た 書 類

+ 大 分 県 条 例 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 大 分 県 知 事 及 U 関 係 市 町 村 長

 $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 大 分 県 条 例 第 + 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又

は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か 0 た旨、 を 記 載 L た 書

類

十三 長 ^  $\mathcal{O}$ 送 鹿 付 児 を 島 経 県 条 た 鹿 例 第 児 島 + 県 九 条 条 例  $\mathcal{O}$ 第 規 定 + 八 に 条 ょ る 第 鹿 <del>---</del> 項 児 島  $\mathcal{O}$ 意 県 見 知 事  $\mathcal{O}$ 概 及 要 び 関 を

係

市

町

村

記

載

L

た

## 書 類

+ 兀 仙 台 市 条 例 第 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 仙 台 市 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経

旨 を 記 載 L た 書 面

同

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

 $\mathcal{O}$ 

概

要

を

記

載

L

た

書

類

又

は

意

見

書

が

提

出

さ

れ

な

カン

0

た

+ 付 を 五. 経 さ た さ V た 1 た ま ま 市 市 条 条 例 例 第 第 + + 八 七 条 条 第 第 三 項 項 0)  $\mathcal{O}$ 規 意 定 見 に 書 ょ  $\mathcal{O}$ るさ 写 7 た ま 市 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送

+ 六 Ш 崎 市 条 例 第二 + 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 指 定 開 発 行 為 者  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送

付 を 経 た 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

二十七 新 潟 市 条 例 第 + 九 条第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業 者 ^ 0 送 付 を 経 た 同

た

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 L 又 は 意 見 書 が 提 出 つされ な か 0 た旨 を 記 載 L た

書

面

+ 八 名 古 屋 市 条 例 第 十 九 条 第 項 に お 1 7 潍 用 す る 第 十 二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

規 定 に ょ る 事 業 者  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 名 古 屋 市 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意

見

 $\mathcal{O}$ 

写 L

 $\overline{+}$ 九 京 都 市 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 事 業者  $\mathcal{O}$ 送 付

を

経

た

同

条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写 し

+

高

槻

市

条

例

第

十

八

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

同

条

第 項  $\mathcal{O}$ 意 見 書  $\mathcal{O}$ 写

 $\equiv$ + 枚 方 市 条 例 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規

定

にこ

ょ

る

事

業

者

^

 $\mathcal{O}$ 

送

付

を

経

た

同

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

意

見

書

 $\mathcal{O}$ 

写

一 十 二 神 戸 市 条 例 第 + 七 条 第 項 に お 7 7 準 用 す る第 + 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規

定に ょ る 事 業 者  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た 神 戸 市 条 例 第 十 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 写

十三 広 島 市 条 例 第 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 広 島 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た

同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 意 見  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類 又 は 同 条 第三 項 に 規 定す Ś 意 見

書

が

提

出

さ

ñ

な

か

0

た旨

「を記

載

L

た

書

面

五 秋田県条例第十九条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記	
記載した書面	
四 宮城県条例第三十二条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を	
載した書面	
三 宮城県条例第二十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記	
記載した書面	
る書類 二 岩手県条例第二十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を	
一項第六号に掲げ 記載した書面	
六 法第五十三条第 一 北海道条例第二十三条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を	
福岡市条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は福岡市条例第十八	
三十五 福岡市条例第十八条第一項の規定による福岡市長への提出を経た	
なかった旨を記載した書面	
大月町条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出され	
三十四 大月町条例第十八条第一項の規定による大月町長への提出を経た	

載 た 書 面

六 福 島 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 福 島 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

記

載 た 書 面

七 茨 城 県 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 茨 城 県 知 事

が

述

ベ

た

意

見

を

記

載 L た 書 面

八 埼 玉 県 条 例 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 埼 玉

九 書 神 面 奈 Ш 県 条 例 第 + · 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 県 ょ り 知 作 事 成 が さ 述 べ れ た 意 た 環 境 見 影 を記

+ 査 書 富 で Щ あ 県 条 0 て、 例 第 + 同 条 九 第 条 兀 第 項  $\mathcal{O}$ 項 規  $\mathcal{O}$ 定 規 に 定 ょ に る ょ 事 り 業者 富 Щ 県 (T) 知 送 事 付 が を 述 経 べ た た ŧ 意 見

載 L た 書 面

+ 福 井 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 福 井 県 知 事 が 述 ベ た 意 見

を 記 載 L た 書 面

<u>+</u> Ш 梨 県 条 例 第 二十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ Ш 梨 県 知 事 が 述 べ た 意 見

を 記 載 L た 書 面

十三 長 野 県 条 例 第 一十条: 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 長 野 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

を

記

響

評

価

審

載

L

た

記 載 L た 書 面

+ 兀 岐 阜 県 条 例 第 二 十 一 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ より 岐 阜 県 知 事 が 述 べ た 意

見

を 記 載 L た 書 面

+ 五. 静 尚 県 条 例 第二十三条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ ょ り 静 畄 県 知

を 記 載 L た 書 面

+ 六 三 重 県 条 例 第 十条第 項  $\mathcal{O}$ 規

定により三

重県知

事

が

述

べ

た

意

見

を

事

が

述

べ

た

意

見

記 載 L た 書 面

十七 滋 賀 県 条 例 第 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 滋 賀 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を

記 載 L た 書 面

八 兵 庫 県 条 例 第二十条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より作 -成され た第二次審 査 意 見

書 で あ 0 て 同 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる事 · 業者 へ の 送 付を経 た ŧ

九 岡 Щ 県 条 例 第 + 八 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 尚 Щ 県 知 事 が 述べ た 意 見 を

記 載 L た 書 面

 $\overline{+}$ 広 島 県 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 広 島 県 知 事 が 述 べ た 意 見 を

記 載 L た 書 面

二 十 一 香 ĴП 県条 例 第二十 · 条 第 項 0 規定に より 香 Ш 県 知 事 が 述 ベ た意 見

を 記 載 L た 書 面

二 十 二 長 崎 県条 例 第二十一 条 第 項 0 規 定 に ょ り 長 崎 県 知 事 が 述 べ た 意

見 を 記 載 L た 書 面

十三 大 分 県 条 例 第二十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 大 分 県 知 事 が 述 べ

た

意

見

を記 載 L た 書 面

二十四四 大 分県条 例 第二十五 条 第二 項に

お

١ ر

て準

用

する第

+

条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規 定 に ょ り 大 分 県 知 事 が 述べ た 意 見 を 記 載 L た 書 面

た 意 見 を 記 載 L た 書 面 +

五

鹿

児

島

県

条

例

第

+

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

鹿

児

島

県

知

事

が

述

べ

+ 六 仙 台 市 条 例 第 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ ŋ 仙 台 市 長 が 述 べ た 意 見

記 載 L た 書 面

<u>-</u> 七 さ V た ま 市 条 例 第 + 九 条 第 項 0) 規 定 に ょ り さ 1 た ま 市 長 が 述 べ

た 意 見 を 記 載 L た 書 面

+ 八 Ш 崎 市 条 例 第二 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 作 成 さ れ た 条 例 環 境 影

響 評 価 審 杳 書 で あ 0 て、 Ш 崎 市 条 例 第二  $\overline{+}$ 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 指 定

開 発 行 為者 0) 送付 を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

を

<u>一</u> 十 九 新 潟 市 条例第二十二条 第 項 0) 規 定 に ょ り 新 潟 市 長 が 述べ た 意 見

を記載した書面

三 + 名 古 屋 市 条 例 第二十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評

価 審 査 書 で あ 9 て、 事 業者 0 送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

三  $\overline{+}$ 京 都 市 条 例 第二十三条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 京 都 市 長 が 述 ベ

た

意

見

見

書

を記載した書面

|三十二 高槻市条例第二十三条第一項の規定により作

であ 0 て、 高 槻 同 市 条 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事  $\mathcal{O}$ 業者 定 に  $\mathcal{O}$ ょ 送付 り を 成 経 さ た れ ŧ た  $\mathcal{O}$ 市 長 意

三十三 枚 方 市 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 Ż れ た 環 境 影 響 評 価

審 査 書 で あ 0 て、 同 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定による事 · 業 者 への送付を経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+で 兀 あ 0 て、 神 戸 同 市 条 条 第 例 第二 兀 項 + に な \_\_ 条 7 7 第 準 用 項 さ  $\mathcal{O}$ 規 れ る第 定 に + ょ り 作 条第 成 され 兀 項 た  $\mathcal{O}$ 規 評 定 価 に 意 ょ 見 る 書

事業者への送付を経たもの

三 + 五 広 島 市 条 例 第 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 広 島 市 長 が 述 べ た 意 見 を

記載した書面

三十六 大 月 町 条 例 第 + 九 条 0 規 定 に より 作成された大月町 長 が 述 ベ た意

		七	
		る書類一項第七号に掲げ	
の送付を経たもの て、宮城県条例第三十四条の規定による宮城県知事及び関係市町村長へ四 宮城県条例第三十三条の規定により作成された環境影響評価書であっの送付を経たもの	て、宮城県条例第二十二条の規定による宮城県知事及び関係市町村長へ三宮城県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であっ付を経たもの	会のに、可定的に関う見ぎによる計画というでは、可能が同じたいので、北海道条例第二十六条の規定による北海道知事及び関係市あって、北海道条例第二十六条の規定による北海道知事及び関係市北海道条例第二十五条第二項の規定により作成された環境影響評価	べた意見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの三十七 福岡市条例第十九条第一項の規定により作成された福岡市長が述見を記載した書類であって、事業者への送付を経たもの

五. 秋 田 県 条 例 第 + 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書

で あ 0 て、 秋 田 県 条 例 第二十 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 秋 田 県 知 事 及 び 関 係 市 町

村 長  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

六 福 島 県 条 例 第 + 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影

響

評

価

書

を

経

で あ 0 て、 福 島 県 条 例 第二十二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 福 島 県 知 事  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付

た ŧ  $\mathcal{O}$ 

七 茨 城 県 条 例 第 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価

長  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

あ

0

て、

茨

城

県

条

例

第

+

<del>\_\_\_</del>

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

茨

城

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

書

で

八 埼 玉 県 条 例 第 + 八 条 第 \_\_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で

あ 0 て 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 埼 玉 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 出

を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

九 神 奈 |||県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 神 奈 ||県 知 事 ^ 0 提 出 を 経 た 環

境 影 響 予 測 評 価 書

+ 富 Ш 県 条 例 第 三 十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 作 成 さ れ た 環 境 影 評 価 書 で

あ 0 て、 同 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 富 Ш . 県 知 事  $\mathcal{O}$ 送 付を経 た t  $\mathcal{O}$ 

+ 福 井 県 条 例 第 十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価

書 で あ 0 て、 福 井 県 条 例 第二 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 福 井 県 知 事 及 び 関 係 市

町 長  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

Ш

例

+

第

に

ょ

り

さ

た

響

評

価

 $\mathcal{O}$ 

+ = 梨 県 条 第 兀 条 項  $\mathcal{O}$ 規 定 作 成 れ 環 境 影

書 で あ 0 7 同 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る Щ 梨 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長

送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

十 三 長 野 県 条 例 第 + <del>--</del> 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 作 成 さ れ た 環

境

影

響

評

価

書 で あ 0 て、 同 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 長 野 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^  $\mathcal{O}$ 

送 付 を 経 た Ł  $\mathcal{O}$ 

+ 兀 岐 阜 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 岐 阜 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村

 $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 五 静 出 県 条 例 第 + 五. 条 第  $\equiv$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価

書 で あ 0 7 同 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 静 尚 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^  $\mathcal{O}$ 

送 付 を 経 た Ł  $\mathcal{O}$ 

+ 六 書 で あ  $\equiv$ 0 重 て、 県 条 同 例 条 第 第三 + 項  $\mathcal{O}$ 条 規 第 定 に 項 ょ  $\mathcal{O}$ る三 規 定 重 に 県 ょ 知 り 事 作 及 成 び さ 関 れ 係 た 市 環 町 境 長 影 響  $\sim$  $\mathcal{O}$ 評 送 価

長

^

付を経たもの

+ 七 滋 賀 県 条 例 第 + 九 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影響 評 価 書

で あ 0 て、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 滋 賀 県 知 事 0 送 付 を 経 た Ł

影響評価書

十八

兵

庫

県

条

例

第

+

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

ょ

る

兵

庫

県

知

事

^

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

経

た

環

境

+ 九 畄 Ш 県 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ

付を経たもの

で

あ

0

て、

同

条

第

三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

尚

Щ

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

^

 $\mathcal{O}$ 

送

た

環

境

影

響

評

価

書

十 で あ 0 広 て、 島 県 広 条 島 例 第 県 条 + 例 第二 条 第 + 項 条  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 規 定 定 に に ょ ょ ŋ 作 る 広 成 島 さ 県 れ た 知 事 環 及 境 影 U 関 響 評 係 市 価

長への送付を経たもの

+ 価 書 で 香 あ  $\prod$ 0 て 県 条 香 例 第二 |||県 + 条 例 条 第 第二 +--項 条 0)  $\mathcal{O}$ 規 規 定 定 に ょ に ょ ŋ る 作 成 香 さ  $\prod$ 県 れ 知 た 事 環 境 及 影 び 関 響 評 係

市町長への送付を経たもの

+ -価 書 で あ 長 0 崎 て 県 条 同 例 第二 条 第  $\equiv$ 十二条 項  $\mathcal{O}$ 第 規 定 に 項 ょ  $\mathcal{O}$ る 規 長 定 崎 に 県 ょ 知 ŋ 事 作 及 成 び さ 関 れ 係 た 市 環 境 町 村 影 長 評

書

町

 $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

十三 大 分 県 条 例 第二十 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書

で

あ 0 て、 大 分 県 条 例 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 大 分 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村

長  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+

兀

大

分

県

条

例

第二

+

五.

条

第

項

に

お

1

7

準

用

す

る

第

+

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に ょ n 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ 0 て、 大 分 県 条 例 第二 + 五 条 第

項 に お 1 7 準 用 す る 第 十 二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 大 分 県 知 事 及 び 関 係

市

町

村

長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 五 鹿 児 島 県 条 例 第 二 十 二 条 第 項

評

価

書

で

あ

0

て

鹿

児

島

県

条

例

第

十二十三

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

鹿

児

島

県

知

事

及

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

作

成

さ

れ

た

環

境

影

響

75

関 係 市 町 村 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

+ 六 仙 台 市 条 例 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

る

仙

台

市

長

^

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

経

た

環

境

影

響

評

価

書

+ 響 評 七 価 書 さ で 1 あ た 0 ま て 市 条 同 例 条第二 第 + 項 条  $\mathcal{O}$ 規 第 定 に 項 ょ  $\mathcal{O}$ るさい 規 定 12 た ょ ま り 市 作

長

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

経

成

さ

れ

た

環

境

影

ŧ  $\mathcal{O}$ 

た

<u>二</u> 十 八 Ш 崎 市 条例第二十 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る Ш 崎 市 長  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 出 を経 た 条 例

環境影響評価書

+ 九 新 潟 市 条 例 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で

あ つ て、 新 潟 市 条 例 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 新 潟 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 送 付 を 経

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

三十 名古 屋 市 条例 第二十三条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る名古 屋 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経

た

環

境影響評価書

|三十一 京都市条例第二十四条第三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

京

都

市

長

^

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

経

た環境影響評価書

一 十 二 高 槻 市 条 例 第二十 五. 条 0) 規 定 に ょ る 高 槻 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た 環 境

影響評価書

三十三 枚 方 市 条 例 第二十条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 枚 方 市 長 ^  $\mathcal{O}$ 提 出 を 経 た

環境影響評価書

+ 匹 神 戸 市 条 例 第二十二条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 作 成 Z れ た 環 境 影 響 評 価 書 で

あ 0 て、 神 戸 市 条 例 第二十三条第 項 0 規 定 12 ょ る 神 戸 市 長 0 提 出 を

経た

₽

 $\mathcal{O}$ 

- 46 -

玉県条例第十九条の公告を経た環境影響評価書場男のの第二十二多第一項の公告を終た環境影響評価書	八十
	上 六
秋田県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書	五
宮城県条例第三十五条の公告を経た環境影響評価書	四
宮城県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書	る書類
岩手県条例第二十三条の公告を経た環境影響評価書	一項第九号に掲げ二
北海道条例第二十八条の告示を経た環境影響評価書	八 法第五十三条第一
7	
出を経たもの	
書であって、福岡市条例第二十一条第一項の規定による福岡市長への提	
十七 福岡市条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価	= +
って、大月町条例第二十一条の規定による大月町長への提出を経たもの	
十六 大月町条例第二十条の規定により作成された環境影響評価書であ	三十
書であって、同条第三項の規定による広島市長への提出を経たもの	
十五 広島市条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価	

富 神 奈 Ш 県 Ш 条 県 条 例 第二十 例 第二十二 几 条 条  $\mathcal{O}$ 公 第 告 を 項 経  $\mathcal{O}$ 公告 た 環 を 境 経 影 響 た 評 環 境 価 影 書 響 予 測 評 価 書

九

+

+ 福 井 県 条 例 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

十 二 Ш 梨 県 条 例 第 <del>-</del>+ 七 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評

価

書

十三 長 野 県 条 例 二 十 二 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 几 岐 阜 県 条 例 第二十三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価

書

+ 五 静 出 県 条 例 第二十六 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 六 三 重 県 条 例 第二十二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価

書

+ + 七 滋 賀 県 条 例 第二十二 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 凣 九 出 兵 庫 Ш 県 県 条 条 例 例 第二十 第二十二 条 条 第 第 項 項  $\mathcal{O}$ 公  $\mathcal{O}$ 告 公 を 告 経 を た 経 環 た 環 境 影 境 響 影 響 評 価 評 価 書 書

<u>一</u> 十 広 島 県 条 例 第二十二 条 第 項  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

<u>二</u> 十 香 Ш 県 条 例 第二十三 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

一 十 二 長 崎 県 条 例 第二十三 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

二 十 三 大 分 県 条 例 第二十三条 第 項  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価

大 分 県 条 例 第二十 五. 条 第二 項 に お 1 7 進 用 す う る 第二十三条 項

<u>一</u> 十

匹

 $\mathcal{O}$ 公 告 を経 た環 境 影 響 評 価 書

<u>-</u> 五. 鹿 児 島 県 条 例 第二 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

<u>二</u> 十 六 仙 台 市 条 例 第二 + 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

<u>-</u> 十 七 さ 1 た ま 市 条 例 第 二十二条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価

<u>二</u> 十 八 Ш 崎 市 条 例 第二十七 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 条 例 環 境 影 響 評 価

<u>一</u> 十 九 新 潟 市 条 例 第二十六 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を経 た 環 境 影 響 評

三十 名 古 屋 市 条 例 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 告 示 を 経 た 環 境 影 響

評

価

書

価

書

書

書

評

価

書

 $\overline{+}$ 京 都 市 条 例 第二十 五 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響

<del>十</del> 二 高 槻 市 条 例 第二十 六 条  $\mathcal{O}$ 公 告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

三十三 枚 方 市 条 例 第二十条第二 項  $\mathcal{O}$ 告 示 を 経 た 環 境 影 響

 $\overline{+}$ 兀 神 戸 市 条 例 第二十三条第 項  $\mathcal{O}$ 公告 を経 た 環 境 影 響 評 価 書

評

価

書

 $\equiv$ 

 $\equiv$  $\overline{+}$ 五 広 島 市 条 例 第二十二条第一 項  $\mathcal{O}$ 公告 を経 た 環 境 影 響 評 価 書

三十 + 七 大 福 月 出 町 市 条 条 例 例 第二十二条 第二十二条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 公告 公告 を を 経 経 た た 環 環 境 境 影 影 響 響 評 評 価 価 書 書

49 -